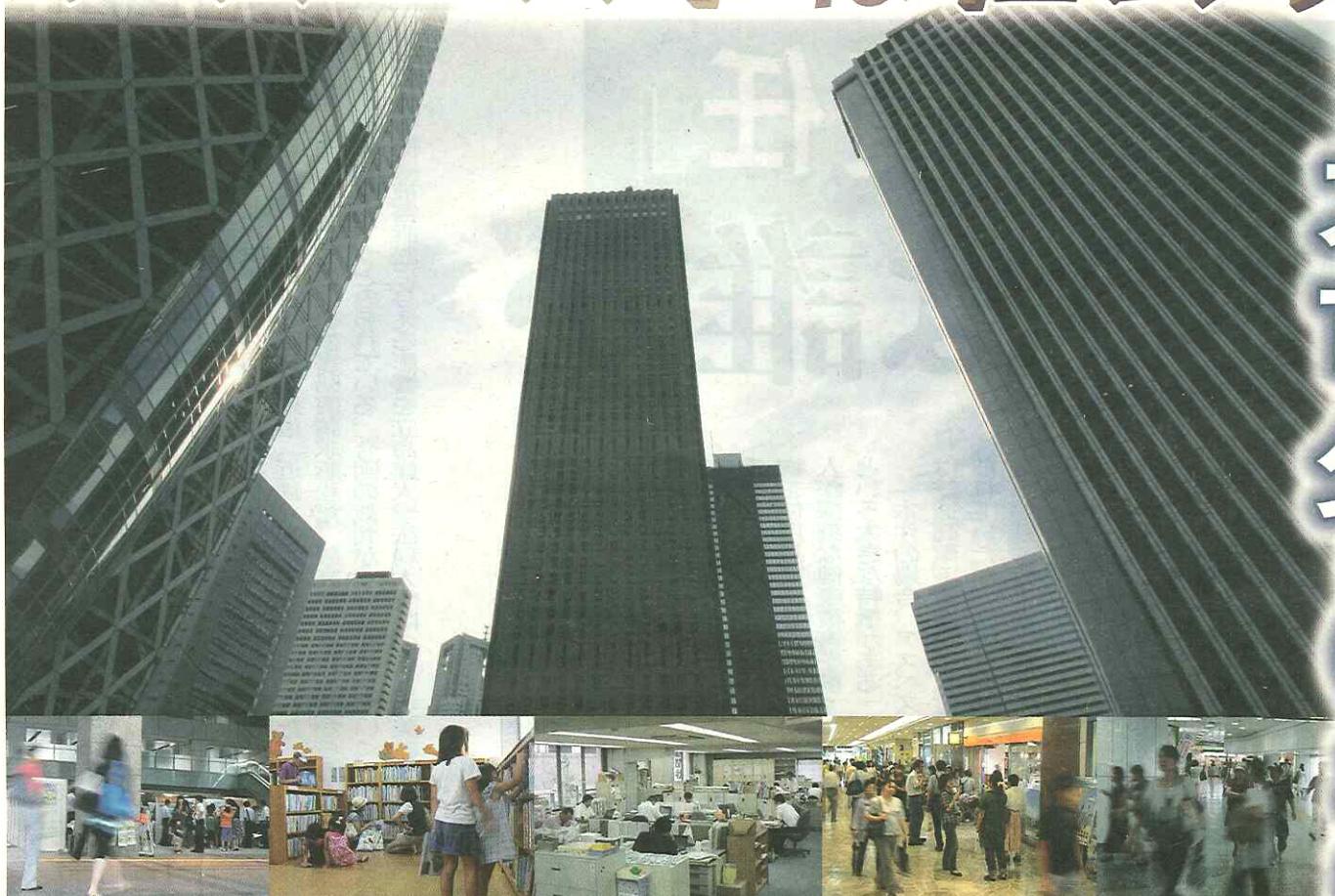


アスベストは社会リスク



不可欠なCSRの視点

国内の企業はいま、アスベスト対策への対応をめぐり、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の真価を問われる二つの大きな「要請」を受けている。その一

つは、IFRS（国際財務報告基準）と国内会計基準とのコンバージェンス（收

ヨン（適用））による「国際エンスに伴い、企業会計に資産除去債務会計」が導入された。上場企業や大企

物の所有者責任の履行を求

する建物などの有形固定資産や投資不動産の中にあるかもしれないアスベストなどの資産除去債務を確認・評価し、耐用年数にわたり

業、連結企業などは、保有

のスケームが十分に整っているわけではない。このままで新たなアスベストの飛散・ばく露が続出しかねない。新たな健康被害の発生を防ぐことは何としても

て将来債務として期間配分しなければならなくなつた。

投資不動産の時価開示も

始まった。投資家やベンチ

ヤーキャピタルなどが企業

に求めているのは、これま

で以上に客觀性・透明性の

ある財務情報の開示だ。

一方、アスベスト健康被

害をめぐり、国内で初めて

建物所有者の責任が問われ

ている「近鉄建物内アスベ

スト吹付け訴訟」の行方が

見えてきた。最高裁は、近

鉄からの上告を受理するか

どうか、年内にも判断する

とみられており、その司法

判断は、遅々として進んで

いない民間建築物のアスベ

スト対策の在り方に一石を投じることになるだろう。

国土交通省は、国内にはアスベストを使用している可能性がある民間建築物が少なくとも約280万棟以上存在すると推計。これらの大規模建築ストックは、2020年ごろに解体のピークを迎えるという。

には、国家によって最低限

建通新聞

2010年(平成22年) 第8088号

10月1日 金曜日

発行所 建通新聞社

<昭和47年6月3日第三種郵便物認可>

付録 建通ネットワーク拡大版

Contents

近鉄建物内吹付け訴訟の行方
立命館大学法科大学院 松本教授に聞く

23

かい離するJISとISO
ダブルスタンダードが生む悲劇

45

拡散するアスベストと健康リスク

6

増え続ける死者、新たなばく露被害の懸念

7

経営リスク低減へ。資産除去債務のとらえ方

8

近鉄建物内アスベスト吹付け訴訟の行方

「土地工作物責任」 負うのは誰か

誰が「占有者」なのか

免れられない建物所有者責任

危険を管理できる者が占有者

「訴訟の最大の争点は何か。」「『土地工作物責任』(民法717条)を負うべきは誰か。どうしてだらう。従来、土地工作物の設置または保存

に必要な注意を払つたことを立証したときは免責され、第二次的に所有者が無過失責任を負う」とされてきた」「近鉄は一審で『占有者は賃借人。被害者が責任を負うべき』と主張した。これに対し、大阪地裁は『危険を支配、管理し、損害の発生を防止し得る

地位にある者』が占有者であるとの解釈を示し、本件の場合、その立場にあったのは賃貸人であり建物所有者であった近鉄だったと認定。アスベストによる健康被害訴訟で初めて、建物所有者の土地建物責任を認めた判決となつた」「それまでにも最高裁判決

「近鉄建物内アスベスト吹付け訴訟」は、悪性中皮腫に罹患して死んだ建物賃借人の遺族が、建物所有者であり、賃貸人である近畿日本鉄道(近鉄)を相手取って起こした、建物のアスベスト健康被害にかかる国内で初めての民事損害賠償請求訴訟だ。最高裁は被告近鉄からの上告を受理するか否か、年内にもその判断を下すとみられている。今回の裁判が、今後増加していくと予想される建物をめぐるアスベスト健康被害訴訟に与える影響を立命館大学法科大学院の松本克美教授に聞いた。

(聞き手は脇坂章博)

——この訴訟の法的、社会学的な意義をどう考えるか。

——この訴訟には、アスベストに関する仕事に就いていふ訳でもなく、近くにアスベスト製品を製造する工場がある訳でもない、ただ普通に建物を使用しているに過ぎない人が深刻な健康被害を被つたという大きな特徴がある。

——本件の場合、アスベストは鉄道高架下構造物に吹付けられていたが、吹付けアスベツトが残つたままになつてい

る建物は相当数あるといわれている。劣化したアスベストが飛散し、ばく露するケースがほかにないとは言えないし、吹付けでなくとも、アスベスト含有建材を使用した建物は無数にある。つまり、この訴訟は決して特別な事案ではない、むしろどこでも、誰の身にも起りうる、アスベスト健康被害をめぐる一般的な類型の事案であることが大きな特徴だ。

——本件はアスベストに関する

—訴訟の争点—

- ▶建物のアスベストと中皮腫罹患との因果関係
- ▶アスベストの危険性に関する「予見可能性」
- ▶近鉄の安全確保義務と、義務違反(不法行為)
- ▶近鉄の占有者または所有者としての建物の設置、保存上の瑕疵に係る責任=「土地工作物責任」
- ▶近鉄の賃貸人としての安全性確保義務と、義務違反(債務不履行責任)

る知識の有無や、危険に対する認識の度合いを問つものではない。この訴訟は、一般的に建物に吹付けられたアスベストの危険性に対する社会的な認識が確立した後もなお、建物に吹付けられたアスベストを放置していたことの責任を問つものだ。それはとりもなおさず、賃貸人が近鉄のような法人ではなく個人であつたとしても、近鉄のように責任が問われる可能性があることを意味する。

「もちろん、賃貸人自身が吹付けたものでなくとも、そうした建物を所有しているれば、その責任を問われる可能性がある、ということを如実に示した訴訟だ」

立命館大学法科大学院

松本 克美 教授に聞く



まつもと
松本
かつみ
克美氏

1956年東京生まれ。早稲田大学法学院卒、同大学院修了。98年から立命館大学法学院教授、2004年から現職。専門は、民事責任論・時効論。欠陥住宅問題やアスベストをめぐる法的責任などについて研究。著書は単著『時効と正義』(日本評論社)、共編著『専門訴訟講座2 建築訴訟』(民事法研究会)など多数。

アスベスト健康被害訴訟の類型

従来、アスベスト疾患にかかる民事訴訟といえば…

- ▶争点：使用者の安全配慮義務違反
(例：関西保溫工業訴訟)
- ▶争点：含有建材を製造・流通させていた建材メーカーの共同不法行為責任・製造物責任
(例：首都圏建設As東京訴訟・横浜訴訟など)
- ▶争点：As規制に関する国の不作為責任
(例：大阪泉南アスベスト訴訟)
など「労災・職場型」「環境型」だった

膨大な建築
ストック

建物所有者・賃借人の「土地工作物責任」などを問う
「建物（工作物）由来型」が増える可能性

松本教授へのインタビューを基に作成

の中には「危険を管理できる者が占有者」として、賃貸人を占有者としたものもあった。一審判決は決して突飛なものだといえる」
—控訴審判決の「占有者」の解釈と、一審のそれとは異なる。

「両者の違いは、二審が『占有者は賃借人』だとしつつ、『賃借人は相当な危険防止措置を尽くしたと判断できる』として、建物所有者としての貸借責任を認定した点だ。ただ建物所有者であり、賃貸人である近鉄が無過失責任を負ったことに変わりはない。もし、建物所有者が『自分には過失がない』と主張したとしても、震災のような異常な自然力(不可抗力)によるもの以外、無過失責任を免れることはできないだろう」

「一審の違法性を認めなかった。二審は、『被害の原因が、被害者の故意によるものであつた』と認めた。この点からも、までの判断を踏まえた妥当なものだといえる」

—控訴審判決の「占有者」の解釈と、一審のそれとは異なる。

「両者の違いは、二審が『占有者は賃借人』だとしつつ、『賃借人は相当な危険防止措置を尽くしたと判断できる』として、建物所有者としての貸借責任を認定した点だ。ただ建物所有者であり、賃貸人である近鉄が無過失責任を負ったことに変わりはない。もし、建物所有者が『自分には過失がない』と主張したとしても、震災のような異常な自然力(不可抗力)によるもの以外、無過失責任を免れることはできないだろう」

—何をもって瑕疵の有無を判断するか。
—被害発生時点での客観的な被害の回避可能性が問題となる。つまり、被害発生当時の科学技術水準を前提にして、予想される危険に備えて、被害の回避可能性が問題となる。つまり、被害発生当時の科学技術水準を前提にして、予想される危険に備えて、被害の回避可能性が問題となる。

—今回の事案では、大阪地裁はそつした科学や技術の知見を問題にするまでもなく、

より一般的なアスベストの人體への危険性について的一般社会の認識を問題にした

—結果、被害者が近鉄から

賃借していた建物が建てられ、被害者が賃借し始めた1

970(昭和45)年当時、ア

スベストの人体に対する危険性は一般社会に認識されてい

たと判断、土地工作物の設置

・保存に瑕疵があったと認定

した。この判断は、これまで

の判例の流れに沿つたもの

だ。最高裁が瑕疵の有無で、

二審判決を覆すことはないだ

ろう」

—建物に使用された(建物

由来)アスベストによる健康

被害は顕在化している。

—工場や工場周辺への飛散

・ばく露はこれまで『環境ばく露型』訴訟が提起されてきた。しかし、今後は工場建物などにアスベストを使用し、そのまま放置してきた建物所有者としての責任を問う訴訟が提起されるかもしれない。

法が賃借人は危険防止措置を尽くしたと判断すれば、建物所有者としての賃貸人が土地工作物責任を負わなければならなくなる。この点からも、最高裁の判断が一、二審と大きく異なる」とはないと考えている」

「いずれにしても、この訴訟の結果が今後の建物をめぐるアスベスト健康被害の判例になることは間違いない」

建物所有者の責任

建物所有者は何も法人だけではなく、たとえ個人であつたとしても訴訟の対象になり得る。建物所有者は被害発生の『予見可能性』の有無や、過失の有無ではなく、通常の建物の『安全度』を建物所有者として保つか否かが問題になると思われる。司法が建物所有者の『土地工作物責任』を認める可能性は高い」

法人、個人とも訴訟の対象に

瑕疵は被害回避可能性の有無

アスベスト調査・分析

亀元 宏宣氏



外山 尚紀氏



高取 芳宏氏



JISとISOのかい離解消を

ダブルスタンダードが生む悲劇

建材などに含まれるアスベストの調査は、その後の管理や除去など対策の基本となる。ここで注目すべき問題は、日本の調査・分析法が、米国や英国の方法や、現在策定中の国際基準のISOと大きく異なることだ(次ページの記事と参照)。国際基準に比べ不十分な国内基準は、国に新たな悲劇を生み、国や企業の責任が厳しく追及される事態につながりかねない。JISとISOの二つの基準が併存するダブルスタンダードのリスクについて、日米両国の弁護士資格を持ち、いわゆる薬害エイズ事件(HIV訴訟)にもかかわってきた高取芳宏氏と、アスベスト調査・分析の専門家である外山尚紀氏と亀元宏宣氏が話し合った。

司会 調査・分析が間違えれば、どんな対策スケームも砂上の楼閣になる。JISとISOのかい離をどう見るか。

高取 HIV訴訟でも米国と日本でのずれが問題となつた。加熱という

HIV訴訟の問題と類似する構図

高取氏

調査・分析で高まる訴訟のリスク

外山氏

アスベストの本質欠いたJIS

外山氏

新しい技術を厚生労働省が承認するのが遅れ、悲劇を招いたとも主張される。今回の問題は、その時構図と似ている。

司会 このままJISで対応を怠ることは行政の不作為ではないか。社会への啓発も重要だ。

亀元 ば、国民ももっと関心を持つざるを得ないと思う。

司会 日本の調査・分析者は、責任をどう認識しているのか。

亀元 日本の分析機関は一般的に公定法に準拠し、分析結果について責

社が分析の間違いについて訴えようとした。日本でも調査・分析会社が新しいプレイヤーから訴えられる可能性が徐々に高まっている。

外山 アスベストは微細で極めて特徴的な纖維構造ゆえに産業利用さ

れたが、その形態が発がんリスクとともに深くかかわることが知られている。アスベストの物性とリスクの本質が、その形態であることがJISでは抜け落ちている。このことが、アスベスリスクの本質

的なる部分へのJISの分析者の理解を妨げる要因になつていている。

日本では作業環境測定士が建材のアスベスト分析を行つており、作業環境測定士は職域でのリスク管理という考え方を理解していると信じたい。

出席者

△ポールヘイスティングス法律事務所

外国法共同事業弁護士 高取 芳宏氏

△NPO東京労働安全衛生センター 外山 尚紀氏

△アースアプレイザル 取締役 亀元 宏宣氏

・司会 建通新聞社編集局編集副主幹 脇坂 章博

座談会

建材などのアスベスト含有の有無の分析法比較					
方法	日本	英國	米国	韓国	国際標準
アスベストの定義	JIS A 1481	HSG248	EPA/600/R-93/116	労働省告示第2009-32号	ISO/DIS 22262-1
	岩石を形成する鉱物のうち、蛇紋石の群に属する纖維状ケイ酸塩鉱物および角閃（かくせん）石に属する纖維状のケイ酸塩鉱物をいう	クリソタイル、クロシドライト、アモサイト、纖維状アンソフィライト、纖維状アクチノライト、纖維状トレモライト。石綿様形態を示すもののみを石綿とする	石綿様形態を示す6種の鉱物に適用される商業用語	自然に生成された纖維状形態を持つケイ酸塩鉱物類として環境部令で定める物質をいう	長く柔軟で強い纖維に分離する石綿様形態の結晶
形態的な定義	纖維状粒子の定義—アスペクト比3:1以上の粒子	石綿様形態は光学顕微鏡観察により以下の特徴を示す ・アスペクト比20:1から100:1以上で長さ5μm超の纖維 ・径0.5μm未満の非常に細い纖維に分割される ・次の特徴の2つ以上をもつもの 束をなす平行な纖維▷先端が広がった纖維▷細い針状の纖維束▷单纖維がもつれた塊▷曲率をもつ纖維	X線回折装置、位相差分散顕微鏡（電子顕微鏡）	実体顕微鏡、偏光顕微鏡（一部に電子顕微鏡、X線回折）	
使用する機器					

司会 企業のコンプライアンスの重要性が指摘されている。高取 コンプライアンスには、リスクを察知した場合にアクションを起こすといったことも含まれる。書かれた法令や規則の順守だけでは明らかに不十分だ。HIVの問題でも、企業は国の指導を守っていた。それでも被害が発生した。

多国籍企業であれば、日本のスタンダードだけでなく、米国の基準も分かっていたはずであり、法的に、予見可能性や結果回避義務があつたと認定される。日本の建築関係業者や製造業者にアスベストの問題を話しても、一同に

「国が言つことを守つているんだから大丈夫だ」と答える。しかしそんな甘いものではない。訴訟になつた場合、調査会社も証人として呼ばれたり、

司会 JISとISOの違いを守つていて、それが問題を一層拡大していく。「JISを守る」以下を基準とする日本とだけで不誠実」などとされる場合、企業としてはその時点で科学的に可能

判斷され、何百億円もの懲罰的な損害賠償を求められる場合、裁判になった場合、「ISOも知っているんだから大丈夫だ」とたはず。JISを守る」でX線回折手法としないX線回折法でこれらを検出し、顕微鏡法でアスペクト比3以上となると、すべて石綿となつてしまい、無用の対策を強いることになる。ネガティブもポジティブも基本的に許されない。どちらも訴訟の対象になる。

司会 グローバル化が進んでいる中で、世界標準に合わせたリスク評価をしないと不利益をもたらす。亀元 アスベストを見落とす「フォールスネガティブ」はとても危険な状態だ。ISOの検討で発表された資料では、日本のJISは含有サンプルの48%でアスベストを

検出できなかつたと聞いている。含有率0・1%以下を基準とする日本でX線回折を手法とした場合、「ISOも知っているんだから大丈夫だ」とたはず。JISを守る」でX線回折手法としないX線回折法でこれらを検出し、顕微鏡法でアスペクト比3以上となると、すべて石綿となつてしまい、無用の対策を強いることになる。ネガティブもポジティブも基本的に許されない。どちらも訴訟の対象になる。

司会 世界的には調査・分析やリスク評価の厳密化が求められている。問題をどう発信していくべきか。高取 客観的に見てより良い方法があるのに、そこに到達しないところで日々のスクリーニングが済まされてしまつてしまふとすれば一番の被害者は国民だ。官僚や国民、

JISは世界の中ではすでに異端

外山氏 高取氏

リスク管理の発想持つ調査者必要

亀元氏

世界標準は形態観察を重視

JISとISOなどとの違い

アスベストの調査・分析法は、日本ではJIS（日本工業規格）による「JIS A 1481」、米国ではEPA（米国環境保護庁）による「EPA/600/R-93/116」、英国ではHSE（英国安全衛生庁）による「HSG248」に基づく。さらに、ISOによる国際基準の策定が現在進められている。

JISとISOなどはまずアスベストの定義から相違する。JISはアスベストの形態をアスペクト比（長さ／幅）3以上としているが、ISOや米国、英国の分析基準では石綿様形態（asbestiform）を形態的定義としており、アスペクト比20～100以上など、微細な纖維の形態を記述している。

ISOなどは形態観察を重視するため実体顕微鏡と偏光顕微鏡を使用する。これに対し、JISはこれらを使わず、形態観察のできないX線回折装置と、偏光顕微鏡よりも形態観察に劣る位相差分散顕微鏡を使用する。

JISの分析精度はこれまで再三、疑問視してきた。ある自治体では、含有がないとされた施設から、再分析の結果、1.0%を超える含有率のアスベストが見つかった。一方、ほかの自治体の小学校の天井材の吹き付けで、1.0%を超えるアスベストを見落としたケースもある。

米国で裁判になった場合、「ISOも知っているんだから大丈夫だ」と大していく。「JISを守る」でX線回折手法としないX線回折法でこれらを検出し、顕微鏡法でアスペクト比3以上となると、すべて石綿となつてしまい、無用の対策を強いることになる。ネガティブもポジティブも基本的に許されない。どちらも訴訟の対象になる。

司会 世界的には調査・分析やリスク評価の厳密化が求められている。問題をどう発信していくべきか。高取 客観的に見てより良い方法があるのに、そこに到達しないところで日々のスクリーニングが済まされてしまつてしまふとすれば一番の被害者は国民だ。官僚や国民、

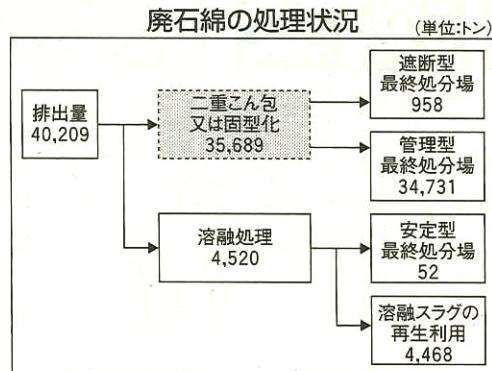
上の天然鉱物の大部分を占め、当然アスベストとならないものの方が圧倒的に多い。蛇紋石のうちはゴライトや、普通の角閃（かくせん）石は建材に使われている。形態を観察するが、ISOも知っているんだから大丈夫だ」とたはず。JISを守る」でX線回折手法としないX線回折法でこれらを検出し、顕微鏡法でアスペクト比3以上となると、すべて石綿となつてしまい、無用の対策を強いることになる。ネガティブもポジティブも基本的に許されない。どちらも訴訟の対象になる。

司会 日本の専門家は、日本は先進国だからアスベスト対策が進んでいると思いつが整つた。

外山 英国では1980年代から中皮膚が問題になり、アスベスト対策を試行錯誤し、2000年代に入つてようやく制度が整つた。

メディアへの啓発が必要。何が起きていて、そのリスクがどのくらいあるかを示すべき。

拡散する健康被害リスク



とが判明したのだ。原因は特定されていないが、アスベストが含有された廃材の分別が徹底されていなかつた可

行き届かない行政の目
ただし、改修や解体、続ける可能性がある。
現場すべてに行政の、こうした事態を重
エックが行き届いて、みた国土交通・環境

飛散した。

薬剤などによる
防止措置を併用す
とが効果的とし

理法、労働安全衛生法（石綿則）、建築基準法、建設リサイクル法などが複雑に絡み合ってい、さながら迷路のように

「再生碎石」からアスベスト
アスベストによる健康被害のリスクは、建物の改修・解体時や使用時に限られた話ではない。工事に伴って排出されりサイクルされる建設廃材や、本来は厳重に管理されているはずの廃石綿にもアスベストの拡散・飛散の可能性がある。こうした懸念が現実のものとなる事例も相次いで発覚している。建設廃棄物をめぐる二つのケースを通して、アスベスト問題の現状と展望を探った。
(文・構成／高橋量太)

建り法の実効性に課題

「再生碎石」からアスベスト
アスベストによる健康被害のリスクは、建物の改修・解体時や使用時に限られた話ではない。工事に伴って排出されりサイクルされる建設廃材や、本来は厳重に管理されているはずの廃石綿にもアスベストの拡散・飛散の可能性がある。こうした懸念が現実のものとなる事例も相次いで発覚している。建設廃棄物をめぐる二つのケースを通して、アスベスト問題の現状と展望を探った。
(文・構成／高橋量太)

(文・構成) 高橋量太

廃石綿の飛散防止徹底 廃掃法の政令を改正へ

建設廃材・廃石綿をめぐる問題を追う



インタビュー 早稲田大学 村山 武彦 教授

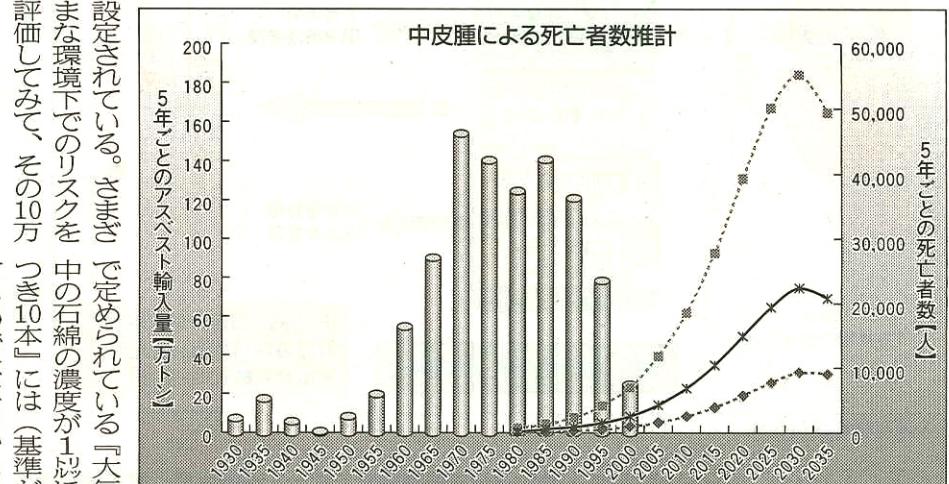
早稲田大学理工学部衛生工学科の村山武彦教授の予測によると、アスベストが原因で発生したと思われる肺がんや中皮腫による死亡者は、今後2040年までに累計10万人に上るという。アスベストが使用された建物が寿命を迎えると、本格的に建て替えが始まる中で、新たにばく露被害が懸念されている。村山教授は、中・長期的な被害想定と敷地境界基準などをアスベスト対策における安全基準値について考えを聞いた。(聞き手は小林英明)

早稲田大学理工学部工芸工学科の村山武彦教授の予測によると、アスベストが原因で発生したと思われる肺がんや中皮腫による死亡者数は、今後2040年までに累計10万人に上るという。アスベストが使用された建物が寿命を迎えると、本格的に建て替えが始まることで、新たなばく露被害が懸念されている。村山教授に、中・長期的な被害想定と敷地境界基準などアスベスト対策における安全基準について考えを聞いた。(聞き手は小林英明)

一通常 有害物質によ
る被害は、動物実験に頼
らざるを得ないが、不幸
なことに、アスベストの
被害データは人間から取
得できる。ほかの有害
物質とは異なる非常に特
殊なケースだ。言い方を
えれば、（実際に人間
が被害を受けていたた
め）かなり精度の高い推
定ができる可能性があ
る

「アスベストによる被
害」特徴的なのは、ほく
露した年齢によつて被害
の程度が変わるといつこ
と。若い年齢でばく露す
と、後々、影響が大き
くなる。だから、いつ、
どの年代でばく露したの
かが重要になる。そつし
たデータがそろつえばリス
クの推定もしやすいが、
さまざまなものがあるが、
総数の推定はできるが、
条件別の被害状況の推定
は（データが入手しづら
いために）できていない。

2040年までに累計10万人



村山教授提供

寿命迎えたビルの建て替え
新たなばく露被害を懸念

A black and white portrait of Takeda Yamamoto, a man with dark hair and glasses, wearing a light-colored suit jacket over a white shirt. He is looking slightly to his right. The background is a plain, light-colored wall.

病気の場合、疫学によるアスベストが使用された調査によらず、別の方法で推定する。過去の死亡数のトレンド（傾向）を将来に伸ばしていく方法だ。アスベストの場合は、悪性の中皮腫という非常に特殊な、ほかの原因ではからならないといわれている病気になる。この方法で推定したところ、40年までに男性で胸膜中皮腫になる人の数は10万人に、安全対策の基準値が「日本では、10万人に1人の割合で発病すると、いう確率的な危険性を基礎としてる中、新たな被害が発生してしまってはいかないと懸念している」ビルが寿命を迎えて建替えが本格的に始まるう

分の1という数字を超えるかどうか、もし超えるようであれば、被害を抑えるために対策を講じるものだ」というものが、「むろんが、アスベストの敷地境界基準（「特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準」）は、そういう考え方方が確立する前に決まってしまった。少なくとも、敷地境界基準

『1万分の1』は、最初に突き詰めれば、対策を立てるための目安としては有効かもしれない。だが、アスペクトによる被害は原因が明確でない。そこで、ばく露リスクも非常に高い。それらを考慮すると、1万分の1という基準値の設定ラインも、アスペクト対策を考える上では決して十分とは言えない」